

関係団体・市町村への意見照会結果（9/12～10/6）
【条例骨子素案のたたき台について】

※意見は原文から一部要約の上記載しています

番号	回答	団体（五十音順）、市町村
1	・すべての人の人権を守るための条例をつくるのは、本当に大変だと思う。この条例が制定されることにより、より人権が尊重される社会になれば、その啓発になればと思う。条例が制定され、個人をはじめいろいろなところで具体化され、自分事と考え、自分の中のアンコンシャスバイアスに気づき改善することにつながればよいと思う。 ・条例骨子素案のたたき台を読んだが、この中に「ハラスメント」という言葉はなかった。日本語では入っているようだが、「ハラスメント」はすでに社会に浸透している言葉で、理解している人は多いと思うので使った方がわかりやすいと思う。	新日本婦人の会長野県本部
2	・実際の前文になったとき「子ども（の人権）」というワードが入るのかどうか、気になる。もちろん入ったらいいなという意味である。 ・（２）～の責務という項目が続くが、市町村から「協働」となるのは、こういった条例では自然なことなのだろうか？ 感覚的には「県民」が「責務」であるなら、それよりも「市町村の責務」が上にくるような気がした。	信州フリースクール居場所等運営者連絡協議会
3	・前文について、この条例の大前提として「全ての人が権利の主体であること」「権利の実現や行使を阻む様々な社会の障壁を取り除く必要があること」を謳ってほしい。そのためにも日本国憲法はもちろん、子どもの権利条約や障害者権利条約など、人権に関する国際的な到達点を守り生かす立場を明らかにしていただきたい。また、長野県弁護士会からも指摘があったとおり、「平和のうちに生存する権利」については同じく前文に入れていただきたい。（長野県人権政策推進基本方針にも謳われている） ・(4)事業者の責務について、労働基準法など労働法規の遵守を明記し、労働者の人権を守る責任についても入れていただきたい。 ・(9)人権教育及び人権啓発について、学校が担う部分も大いにあるが、参考資料も付けていただいたとおり、社会全体で行っていくべきものとする。誰が、どこで、どのように実行していくのか、具体的な内容が必要。教職員の長時間労働が社会的課題となっていることも踏まえ、学校教育に過度な責任を求める内容にならないよう慎重な記述を求めたい。 ・人権尊重が「差別の禁止」や「優しさ・思いやり等の道徳性」に矮小化されないことが重要と考える。人権教育・啓発についても、人権主体を育てる／人権主体であることの自覚を高める視点を大切にしたい。学校教育においても包括的性教育、主権者教育、平和教育、ワークルール教育など多様な人権の学びの展開が期待される。 ・一方で、学習指導要領が求める教育課程の過密さと教科書のページが大幅に増えていることなど、様々な要因から、十分な人権教育が行えない実態もある。また、各所から持ち込まれる「〇〇教育」が学校の教育課程をさらに圧迫している例も見受けられる。学校をとりまくすべての関係者と共に、人権が尊重される社会づくりのために必要なことを改めて考え直す機会となることを期待している。	長野県教職員組合

番号	回答	団体（五十音順）、市町村
4	・『県は、「(1) 目的」の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。』について、『正しい知識の普及と偏見の解消』ではやや弱いと考えるので、「人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な」の部分を「人権に関する知識理解を深め、人権感覚を高揚し、実践的行動を促す」としていただきたい。 ・『県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。(1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。』について、インターネット上の誹謗中傷等を防止するために「必要な教育及び啓発」とは何かをより具体的に明記していただきたい。 ・相談支援体制について、「県人権啓発センター及び各地域振興局」の体制が現状のままでは対応が難しいのではないか。	長野県同和教育推進協議会
5	・子ども・若者の生きづらさが際立つ長野県は、大人や社会の子どもへの人権侵害がその背景にあると思う。それは、大事にしてきた伝統や文化、風習の中に、民主的な配慮が必要な面がたくさんあることに気づき、「人権尊重」を基盤とした民主的な社会に変わっていかなければならないことを、子どもの自死や不登校が警鐘を鳴らしているからである。今ほど「人権の尊重」が大切にされ、勝ち負けやお金ではない「しあわせ」を分かち合うことが求められているときは無いと思う。長野県が、「自分のいのちも互いのいのちも尊重しあう県」になったらいいなと思う。排除や分断の風潮に抗して毅然と民主主義を守り、「人権尊重」を「しあわせ」の指標にしたい。 ・（7）人権侵害行為の禁止等の項に、「子どもの権利」に関して、ぜひ特別に書き起こしていただきたいと思う。子どもが権利の主体であることを「うれしいな。しあわせだな」と感じられるような環境を作ることが、子どもの権利条約が大人に課している義務である。大人は子どもが自らの人権を尊重されることでその素晴らしさを知り、他の人の人権も尊重することが心地よい関係を作ることができることを学ぶ。長野県には子どもの権利条例がない。この人権条例に明記して子どもの権利条約の理念を生かしてほしいと思う。 ・（9）人権教育及び人権啓発の項では子どもの権利条約の啓発と、包括的性教育を学校教育で推進してほしい。子どもたちが受ける人権侵害の中で特に重大な性被害については、「包括的性教育」を人権教育として位置付けることで、「いのち」が自分のものであること、侵されない生き方をすること、被害を避けることが可能である。加害者にならないことも重要である。学校教育の現場でも「人権尊重のよろこび」があふれる取り組みを期待したい。 ・長野県の教育現場は、長い間「被差別部落」の問題を「差別」という、偏見や意識の問題として扱ってきたが、本来の「政治政策的に生み出され利用された差別」という視点が曖昧になり、県民同士の対立のように扱われてきた。このことが同じ権利の主体である者同士が「権利を尊重しあう」関係から「同和する」関係になった。本当の解決には至っていないと思う。差別や分断を意図的に生み出さないことを、この人権条例で誓い、明記してほしい。公務員には罰則規定があっても良い。 ・立場上、子どもの権利を尊重し保障することが、将来的に人権尊重の主権者を育てる早道だと思う。ジェンダー平等など、私たちの世代では生きてきた背景や文化の中で実際にはすぐには「変わらない」ことが多い。不断の啓蒙や研修、対話が必要だと思う。「禁止されるから」しないのではなく、真に人権尊重の意味を理解するには、「人権侵害された」という当事者の声を聴くこと、自分より弱い立場の人の気持ちや人権を尊重する（特に子ども・女性・部下・生徒・被支援者）ことから始めてほしいと思う。行政の公務員や公人から率先してそういうワークショップを開催して実施してほしい。 ・近年充実してきた「障害者差別解消法」などに基つき、まず行政が率先してできる施策を具体化してほしい。	長野の子ども白書編集委員会

番号	回答	団体（五十音順）、市町村
6	・今回、長野県において「人権尊重の社会づくり条例（仮称）」が検討されていることを大変意義深く受け止めている。特に以下の観点において、当団体として歓迎および要望を表明する。 【1. LGBTQ+に関する明記と差別の禁止】 ・アウティングの禁止が明文化されている点を高く評価する。本人の同意なく性的指向や性自認を暴露されることは、精神的・社会的ダメージが大きく、条例として抑止力を持たせることに大きな意味がある。 ・「性的指向」「性自認」を明確に含めた差別禁止条文を設けていただいたことに感謝申し上げる。 ・SNSや学校・職場などにおける差別的言動・誹謗中傷を防止する施策の強化を希望する。 ・条例が、LGBTQ当事者が安心して生活・移住できる後押しとなることを期待している。 【2. LGBTQ+当事者の医療アクセスに関する配慮と制度整備】 ・LGBTQ当事者、とくに女性カップルや性別違和を抱える方々の医療アクセスには、依然として多くの課題がある。条例の中でも、以下のような具体的な医療領域での人権保障に向けた明記・啓発・制度整備を求める ・医療機関において、女性同士のカップルに対しても適切な説明・配慮・心理的支援がなされるよう、院内研修やガイドライン整備、啓発の強化を希望する。 ・県内で対応できる医療機関が限られており、情報が当事者に届きにくい状況がある。ホルモン治療に対応している病院について、県公式サイトや医師会HPなどで情報公開を促進し、LGBTQフレンドリーな医療の可視化を進めていただきたい。 ・入院や手術時の同意・立ち会い・説明同席などにおいて、同性パートナーが「家族ではない」として排除される事例が少なくない。条例によって、同性カップルも家族として医療現場で尊重されることを明示し、病院への周知・指導が進むことを望む。 【3. その他の要望】 ・条例の実効性確保のため、市町村や医療・教育機関と連携した運用ガイドラインの整備を希望する。 ・当事者や支援団体の声を反映する継続的な意見聴取・審議体制の構築をお願いする。 ・以上、当団体としては本条例が、すべての人が尊重され、安心して暮らせる長野県の未来につながることを心より願っている。	Rainbow Fellows Nagano
7	・今回のたたき台に記載がなく、また、現時点で盛り込む予定はないと伺っているが、今後、あっせんや勧告等の規定を盛り込むこととなった場合、その意見聴取や勧告を行う機関については、独立の第三者機関（人権オンブズパーソン等）が実施する想定になるのか。それとも別の方法になるのか。	長野市
8	・人権をめぐる課題は、時代とともに複雑、多様化しており（セクシュアリティ、遺伝子情報等）、これらに対する具体的な対応方針を条例に記載することは困難である。 ・各種課題に対する相談体制、インターネット上の誹謗中傷に対するモニタリングや削除要請等については、関係機関（法務局、プロバイダー、NPO、市町村等）と協議を行い、体制が構築された段階で要綱、規則に定めることで実効性を持たせる手法が有効ではないかと考える。 ・県として人権に係る条例を制定していただけるのはありがたいが、市町村が先に制定している場合（松本市は令和5年3月に施行）、県条例にあわせて一部改正が必要になる可能性がある。今後は、県で市町村に先んじて条例制定をご検討いただけるとありがたい。	松本市
9	前文については、これから本文が開示されると思いますが、「県内の人権尊重の取組（本県のレガシー）」と明記してありますので、長い間差別とたたかっています「部落差別」について、しっかりと前文の中に明記していただきたい。	小諸市

番号	回答	団体（五十音順）、市町村
10	・この骨子案について、さらなる充実を図るため、特に部落差別の撤廃に向けたより踏み込んだ表現を盛り込んでいただくよう、以下の通り意見を述べさせていただきます。 「2 前文」への追記 追記内容：日本国憲法や世界人権宣言の理念に加え、長野県の歴史的背景を踏まえ、部落差別をはじめとする同和問題の解決に積極的に取り組む旨を明確に記載すること。 「3 各条文（1）目的」への追記 追記内容：条例の目的に、部落差別の撤廃を明記すること。 「3 各条文（9）人権教育及び人権啓発」への追記 追記内容：人権教育及び啓発の内容に、部落差別の解消に向けた取り組みを具体的に盛り込むこと。 以上の意見は、本条例が実効性を持ち、人権課題に真摯に向き合う長野県の姿勢を明確にするうえで不可欠と考える。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。	佐久市
11	・人権擁護を行っている団体等と意見交換などを行い、協働して人権尊重の社会づくりを行って欲しい旨要望する。	坂城町